

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年9月12日(2019.9.12)

【公開番号】特開2019-118743(P2019-118743A)

【公開日】令和1年7月22日(2019.7.22)

【年通号数】公開・登録公報2019-029

【出願番号】特願2018-2433(P2018-2433)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月26日(2019.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

所定位置から落下可能な可動体と、

前記可動体を前記所定位置に保持する保持状態と該所定位置に保持しない解除状態とに変化可能な保持手段と、

前記可動体を摺動案内する案内手段と、

を備え、

前記保持手段は、前記可動体を前記所定位置に保持している状態において該可動体の第1被保持部を保持する第1保持手段と、該可動体の第2被保持部を保持する第2保持手段と、を含み、

前記案内手段は、前記可動体の第1被案内部を摺動案内する第1案内手段及び該可動体の前記第1被案内部とは異なる第2被案内部を摺動案内する第2案内手段を有し、

前記可動体は、前記第1被案内部より前記第2被案内部の近傍に重心が位置するとともに、前記第1被保持部より前記第2被保持部の近傍に重心が位置し、

前記可動体を前記所定位置から落下させるときに、前記第1保持手段を前記保持状態から前記解除状態に変化させた後に、前記第2保持手段を前記保持状態から前記解除状態に変化させる、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記課題を解決するために、本発明の手段Aの遊技機は、

遊技が可能な遊技機であって、

所定位置から落下可能な可動体と、

前記可動体を前記所定位置に保持する保持状態と該所定位置に保持しない解除状態とに変化可能な保持手段と、

前記可動体を摺動案内する案内手段と、
を備え、

前記保持手段は、前記可動体を前記所定位置に保持している状態において該可動体の第1被保持部を保持する第1保持手段と、該可動体の第2被保持部を保持する第2保持手段と、を含み、

前記案内手段は、前記可動体の第1被案内部を摺動案内する第1案内手段及び該可動体の前記第1被案内部とは異なる第2被案内部を摺動案内する第2案内手段を有し、

前記可動体は、前記第1被案内部より前記第2被案内部の近傍に重心が位置するとともに、前記第1被保持部より前記第2被保持部の近傍に重心が位置し、

前記可動体を前記所定位置から落下させるときに、前記第1保持手段を前記保持状態から前記解除状態に変化させた後に、前記第2保持手段を前記保持状態から前記解除状態に変化させる、

ことを特徴とする。

また、手段1の遊技機として、

遊技が可能な遊技機（例えば、パチンコ遊技機1）であって、

所定位置（例えば、上方位置）から落下可能な可動体（例えば、可動体302）と、

前記可動体を前記所定位置に保持する保持状態（例えば、係止状態）と該所定位置に保持しない解除状態とに変化可能な保持手段（例えば、演出用ソレノイド318L, 318R、係止部材318a）と、

前記可動体を摺動案内する案内手段（例えば、案内軸306L, 306R、貫通孔331L, 331Rを有するアーム309L, 309R）と、

を備え、

前記案内手段は、前記可動体の第1被案内部（例えば、右側のアーム309R）を摺動案内する第1案内手段（例えば、右側の案内軸306R）及び該可動体の前記第1被案内部とは異なる第2被案内部（例えば、左側のアーム309L）を摺動案内する第2案内手段（例えば、左側の案内軸306L）を有し、

前記可動体は、前記第1被案内部より前記第2被案内部の近傍に重心が位置する（例えば、可動体302の重心位置Gは、可動体302の左右方向の略中央位置よりも左側、つまり、右側のアーム309Rより左側のアーム309Lの近傍に設定されている。図25参照）

ことを特徴としてもよい。

この特徴によれば、可動体の落下速度を抑制できるため、落下の衝撃による可動体の故障を抑制できる。